

長浜市空家等活用促進区域

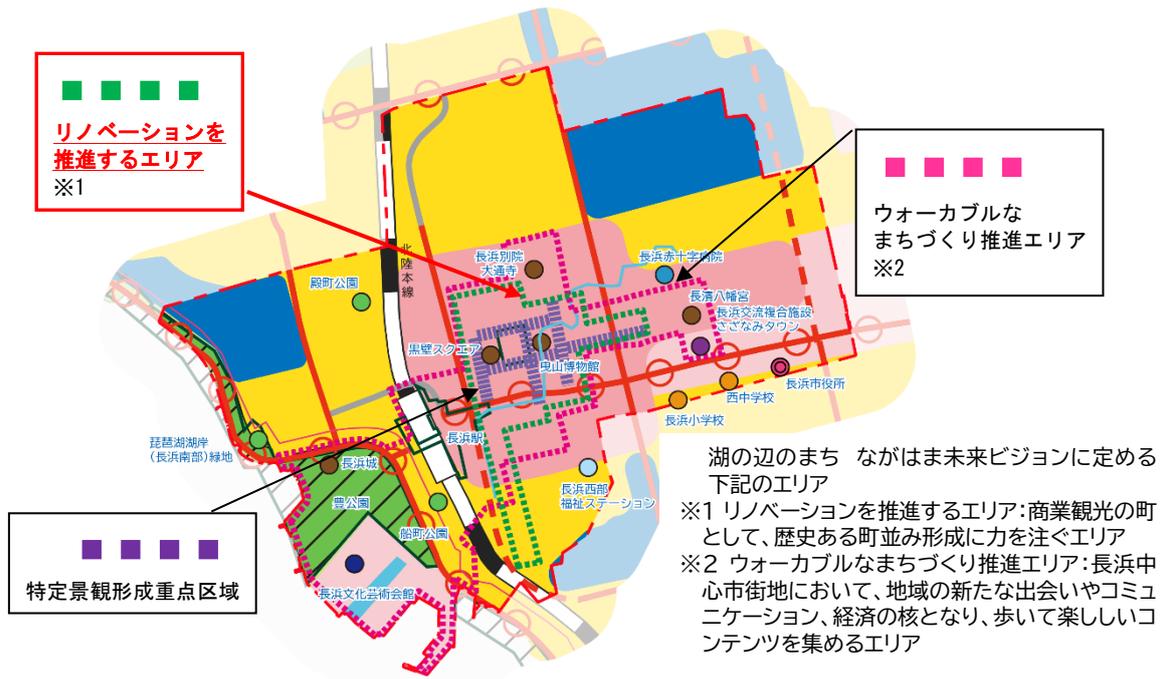
空家等の活用を通じ、中心市街地活性化や観光振興等の経済的社会的活動を促進するため、法第7条第3項に定める空家等活用促進区域を定めることとし、次のとおり、その区域、同条第4項に規定する空家等活用促進指針を定める。

空家等活用促進区域

長浜市景観まちづくり計画に定める特定景観形成重点区域を含む次の2区域とする。

「中心市街地周辺区域」

中心市街地活性化基本計画に代わる中心市街地の活性化方針である湖の辺のまちながはま未来ビジョンに定める「リノベーションを推進するエリア」



「木之本地区」

長浜市景観まちづくり計画に定める「北国街道景観形成重点区域」



※北国街道木之本宿景観形成重点区域は、道路および道路路縁両側から15mの範囲をその区域とされています。

空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

当該両地区は、長浜市景観まちづくり計画に定める特定景観形成重点区域を含んでおり、北国街道や黒壁ガラス館等の歴史的なまちなみを活かした、商業観光で賑わいを見せている。一方で、近年、空家等(空き店舗)及び転出人口の増加により、まちなみの保全や地域活力の低下が懸念されている。

そのため、地域の重要な景観・観光資源である伝統的な町屋をはじめとする空家等の商業観光用途による活用や居住人口の維持に資する活用等を促すこととする。

活用することが必要な空家等の種類

すべての空家等

誘導用途

当該区域内で建築可能な用途

その他

当該区域における空家等の活用については、空家等対策だけではなく地域のまちづくりと深い関わりを持つことから、具体的な施策の推進については中心市街地の活性化指針である「湖の辺のまち ながはま未来ビジョン」や「木之本宿再生計画」等との連携を図りながら進めることとする。

※上記計画の改定等があった場合は、改定後の計画の内容と連携を図りながら施策を推進する。